

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

洋野町は、岩手県沿岸の最北端に位置し青森県との県境に接する面積 303.24k㎡の町である。国勢調査の人口推移をみると平成 17 年が 19,524 人、平成 27 年が 16,693 人と 10 年間で 14.5%の減少率となっている。

年齢別人口構造をみると、15 歳未満が 1,781 人、15 歳から 64 歳が 8,953 人、65 歳以上が 5,959 人となっている。

産業構造は、産業別人口割合をみると第 3 次産業が 3,867 人で 49.7%、第 2 次産業が 2,348 人で 30.2%、第 1 次産業が 1,566 人で 20.1%となっており（表 1 参照）、大分類では建設業が 1,399 人で 18.0%と最も多く、次いで農業 1,105 人 14.2%、卸売・小売業 958 人 12.3%、製造業 945 人 12.1%、医療・福祉 902 人 11.6%の順となっている。

産業別事業所数は、第 1 次産業が 25 事業所で 3.9%、第 2 次産業が 170 事業所で 26.5%、第 3 次産業が 447 事業所で 69.6%である。

また、産業別生産額は、第 1 次産業が 7,928 百万円で 17.2%、第 2 次産業が 10,946 百万円で 23.8%、第 3 次産業が 27,186 百万円で 69.6%となっている。

表 1

	第 1 次	第 2 次	第 3 次	合計	出典
就業人口（人）	1,566	2,348	3,867	7,781	H27 国調
割合（%）	20.1	30.2	49.7	100	
事業所数（事業所）	25	170	447	642	H26 経済センサス
割合（%）	3.9	26.5	69.6	100	
生産額（百万円）	7,928	10,946	27,186	46,060	H27 岩手県市町村 村民経済計算
割合（%）	17.2	23.8	59.0	100	

現在、洋野町の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更なる経済発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画の認定を受けた事業所の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

洋野町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が洋野町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、洋野町における全ての産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象とする区域は、多様な産業が町内全域に分布しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から洋野町内全域とする。

(2) 対象業種・事業等

洋野町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が洋野町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

① 洋野町内の雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした取組みについては先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。

② 健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。

- ③ 納税の円滑化及び公平性を保つため、町税を滞納している者については先端設備等導入計画の認定の対象としないものとする。